

**団体定期保険
労働災害保障特約（1974）条項**

アクサ生命保険株式会社

団体定期保険労働災害保障特約（1974）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます。）に基づく給付の対象となっている被保険者の業務上の事由による死亡もしくは身体障害または通勤による死亡もしくは身体障害に対して所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際、保険契約者の申出によって、当会社の別に定める給付の範囲および給付の割合から保険契約者が選択し主契約に付加して締結します。

2. この特約を付加した主契約の被保険者のうち、労災保険法に基づく給付の対象となっている者はすべてこの特約の被保険者となります。

3. この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。

（特約の保険期間および保険料の払込）

第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

2. 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向って解約されたものとみなします。

（特約の失効）

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第4条 当会社はこの特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

2. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

（労働災害保険金の支払）

第5条 当会社は、被保険者が、その被保険者の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、

最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。)以後に発生した業務上の事由を直接の原因として、その業務上の事由の発生した日から起算して3年以内のこの特約の保険期間中(この特約が第20条(特約の更新)の規定により更新される場合には次の保険期間を含みます。第7条(通勤災害保険金の支払)、第9条(労働傷害給付金の支払)第1項および第11条(通勤傷害給付金の支払)第1項において同じ。)に死亡したときは、その被保険者について定められた死亡の時の労働災害保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

(労働災害保険金の請求手続)

第6条 前条に規定する労働災害保険金の支払事由が生じた場合には、保険契約者または労働災害保険金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。

2. 労働災害保険金の受取人は、被保険者の死亡を知ったときは、保険契約者を通じて、次の書類を提出して労働災害保険金を請求してください。

- (1) 労働災害保険金支払請求書
- (2) 労災保険法による給付決定通知書(写)
- (3) 業務上の事由による死亡であることを証する書類

3. 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(通勤災害保険金の支払)

第7条 当社は、被保険者が、その被保険者の責任開始期以後の通勤中の災害(以下「通勤災害」といいます。)を直接の原因として、その通勤災害の発生した日から起算して3年以内のこの特約の保険期間中に死亡したときは、その被保険者について定められた死亡の時の労働災害保険金額に相当する金額を通勤災害保険金として主契約の死亡保険金受取人に支払います。

(通勤災害保険金の請求手続)

第8条 前条に規定する通勤災害保険金の支払事由が生じた場合には、保険契約者または通勤災害保険金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。

2. 通勤災害保険金の受取人は、被保険者の死亡を知ったときは、保険契約者を通じて、次の書類を提出して通勤災害保険金を請求してください。

- (1) 通勤災害保険金支払請求書
- (2) 労災保険法による給付決定通知書(写)
- (3) 通勤災害による死亡であることを証する書類

3. 第6条(労働災害保険金の請求手続)第3項の規定は、本条の場合に準用します。

(労働傷害給付金の支払)

第9条 当社は、被保険者が、その被保険者の責任開始期以後の業務上の事由を直接の原因として、その業務上の事由の発生した日から起算して3年以内のこの特約の保険期間中に別表Ⅰの労働障害等級および給付割合表（以下「別表Ⅰ」といいます。）に定めるいずれかの身体障害（以下「障害」といいます。）の状態に該当した場合には、その障害の属する障害等級に基づいて主契約の高度障害保険金受取人に労働傷害給付金を支払います。

2. 前項の障害等級は、同一の被保険者について同一の業務上の事由によって2種目以上の障害が生じた場合は別表Ⅱに定める障害等級繰上表（以下「別表Ⅱ」といいます。）により次の各号を適用してこれを定めます。

(1) それらの障害の状態の属する障害等級のうち最も上位の障害等級

(2) それらの障害の状態のうち上位の等級に属するもの2種目が、別表Ⅱの第13級以上に該当するときは1級を、別表Ⅱの第8級以上に該当するときは2級を、別表Ⅱの第5級以上に該当するときは3級を、前号の規定による障害等級について繰上げた障害等級。この場合、繰上げた障害等級は別表Ⅱの第1級をもって限度とします。

3. 労働傷害給付金は、被保険者が最後に障害の状態に該当した日におけるその被保険者について定められた労働災害保険金額に前2項の規定によって定められた障害等級に応ずる別表Ⅰの給付割合を乗じて得た金額とします。

4. 次の各号のいずれかに該当する障害がある被保険者について、新たに第1項に規定する障害の状態が生じた場合には、第1項から第3項までの規定を適用します。ただし、それらの障害の状態が身体の同一部位に加重して生じたものであるときは、その被保険者について加重の結果新たに生じた障害の状態の給付割合から次の各号の前障害の状態の給付割合を差し引いて得た割合による金額を支払います。

(1) その被保険者の責任開始期前もしくはこの特約の復活前の原因によりまたはそれらの時より前に発生していたため労働傷害給付金または通勤傷害給付金の支払事由とならなかった障害

(2) すでに労働傷害給付金または通勤傷害給付金の支払事由となった障害

(3) この特約の規定により、その被保険者について労働傷害給付金または通勤傷害給付金が支払われなかった障害

5. 第1項および第2項の規定により、障害等級を定めて労働傷害給付金を支払った場合は、当該被保険者がその障害等級決定後にその障害と同一の業務上の事由により新たに別表Ⅰに定めるいずれかの障害の状態に該当するに至っても当社は労働傷害給付金を支払いません。

6. 同一の被保険者について異なる業務上の事由により第1項に規定する労働傷害給付金の支払事由が生じた場合には、第1項から第4項までの規定を適用してそのつど労働傷

害給付金を支払います。

(労働傷害給付金の請求手続)

第10条 前条に規定する労働傷害給付金の支払事由が生じた場合には、保険契約者、被保険者または労働傷害給付金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

2. 労働傷害給付金の受取人は、被保険者が前条に規定する障害の状態になった場合には、保険契約者を通じて、次の書類を提出して労働傷害給付金を請求してください。

- (1) 当会社所定の労働傷害給付金支払請求書
- (2) 労災保険法による障害補償給付請求書(写)
- (3) 労災保険法による給付決定通知書(写)
- (4) 業務上の事由による障害であることを証する書類
- (5) 被保険者(保険契約者が受取人の場合には保険契約者)の印鑑証明書
- (6) 被保険者の住民票。ただし、労働傷害給付金の受取人が被保険者の場合は、その者の戸籍抄本

3. 第6条(労働災害保険金の請求手続)第3項の規定は、本条の場合に準用します。

(通勤傷害給付金の支払)

第11条 当会社は、被保険者が、その被保険者の責任開始期以後またはこの特約の復活後の通勤災害を直接の原因として、その通勤災害の発生した日から起算して3年以内のこの特約の保険期間中に、別表Ⅰに定めるいずれかの障害の状態に該当した場合には、その障害の属する障害等級に基づいて主契約の高度障害保険金受取人に通勤傷害給付金を支払います。

2. 前項の障害等級は、同一の被保険者について同一の通勤災害によって2種目以上の障害が生じた場合は別表Ⅱにより次の各号を適用してこれを定めます。

- (1) それらの障害の状態の属する障害等級のうち最も上位の障害等級
- (2) それらの障害の状態のうち上位の等級に属するもの2種目が、別表Ⅱの第13級以上に該当するときは1級を、別表Ⅱの第8級以上に該当するときは2級を、別表Ⅱの第5級以上に該当するときは3級を、前号の規定による障害等級について繰上げた障害等級。この場合、繰上げた障害等級は別表Ⅱの第1級をもって限度とします。

3. 通勤傷害給付金は、被保険者が最後に障害の状態に該当した日におけるその被保険者について定められた労働災害保険金額に前2項の規定によって定められた障害等級に応ずる別表Ⅰの給付割合を乗じて得た金額とします。

4. 次の各号のいずれかに該当する障害がある被保険者について、新たに第1項に規定する障害の状態が生じた場合には、第1項から第3項までの規定を適用します。ただし、それらの障害の状態が身体の同一部位に加重して生じたものであるときは、その被保険

者について加重の結果新たに生じた障害の状態の給付割合から次の各号の前障害の状態の給付割合を差し引いて得た割合による金額を支払います。

- (1) その被保険者の責任開始期前もしくはこの特約の復活前の原因によりまたはそれらの時より前に発生していたため通勤傷害給付金または労働傷害給付金の支払事由とならなかった障害
 - (2) すでに通勤傷害給付金または労働傷害給付金の支払事由となった障害
 - (3) この特約の規定により、その被保険者について通勤傷害給付金または労働傷害給付金が支払われなかった障害
5. 第1項および第2項の規定により、障害等級を定めて通勤傷害給付金を支払った場合は、当該被保険者がその障害等級決定後にその障害と同一の通勤災害により新たに別表Iの定めるいずれかの障害の状態に該当するに至っても当社は通勤傷害給付金を支払いません。
6. 同一の被保険者について異なる通勤により第1項に規定する通勤傷害給付金の支払事由が生じた場合には、第1項から第4項までの規定を適用してそのつど通勤傷害給付金を支払います。

(通勤傷害給付金の請求手続)

第12条 前条に規定する通勤傷害給付金の支払事由が生じた場合には、保険契約者、被保険者または通勤傷害給付金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

2. 通勤傷害給付金の受取人は、被保険者が前条に規定する障害の状態になった場合には、保険契約者を通じて、次の書類を提出して通勤傷害給付金を請求してください。

- (1) 通勤傷害給付金支払請求書
- (2) 労災保険法による障害補償給付請求書(写)
- (3) 労災保険法による給付決定通知書(写)
- (4) 通勤災害による障害であることを証する書類
- (5) 被保険者(保険契約者が受取人の場合には保険契約者)の印鑑証明書
- (6) 被保険者の住民票。ただし、通勤傷害給付金の受取人が被保険者の場合は、その者の戸籍抄本

3. 第6条(労働災害保険金の請求手続)第3項の規定は、本条の場合に準用します。

(労働災害保険金、通勤災害保険金、労働傷害給付金または通勤傷害給付金の支払の時期および場所)

第13条 労働災害保険金、通勤災害保険金、労働傷害給付金または通勤傷害給付金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

(労働災害保険金、通勤災害保険金、労働傷害給付金または通勤傷害給付金の支払の範囲および認定の方法)

第14条 第5条（労働災害保険金の支払）に規定する労働災害保険金、第7条（通勤災害保険金の支払）に規定する通勤災害保険金、第9条（労働傷害給付金の支払）に規定する労働傷害給付金または第11条（通勤傷害給付金の支払）に規定する通勤傷害給付金の支払は、労災保険法によって保険給付が行なわれるべき場合に限るものとします。

2. 労働災害保険金または労働傷害給付金の支払に関する業務上または業務外および通勤災害保険金または通勤傷害給付金の支払に関する通勤災害の範囲ならびに障害等級の認定は、労災保険法による「業務上の事由」または「通勤」による死亡もしくは障害に関する給付について国の行なうべき決定によることとします。

(猶予期間中の保険事故および保険料の取扱)

第15条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による労働災害保険金、通勤災害保険金、労働傷害給付金または通勤傷害給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、未払込保険料が猶予期間中に払い込まれたときに限り、それぞれの保険金または給付金を支払います。

(労働災害保険金、通勤災害保険金、労働傷害給付金または通勤傷害給付金を支払わない場合)

第16条 当社は、被保険者が次の各号のいずれかによって第5条（労働災害保険金の支払）、第7条（通勤災害保険金の支払）、第9条（労働傷害給付金の支払）、第11条（通勤傷害給付金の支払）の規定に該当した場合には、労働災害保険金、通勤災害保険金、労働傷害給付金または通勤傷害給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 労働災害保険金または通勤災害保険金については、保険契約者または被保険者でないそれぞれの保険金受取人の故意または重大な過失、労働傷害給付金または通勤傷害給付金については、保険契約者または被保険者でないそれぞれの給付金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその保険金の一部の受取人またはその給付金の一部の受取人であるときは、当社はその残額を他の受取人に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間

に生じた事故によるとき

- (8) 地震、噴火または津波によるとき
- (9) 戦争その他の変乱によるとき

2. 前項第8号または第9号の事由により死亡し、または障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、労働災害保険金、通勤災害保険金、労働傷害給付金または通勤傷害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特約の解約)

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向けてこの特約を解約することができます。

(特約の消滅)

第18条 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅します。

(労働災害保険金額の増減)

第19条 この特約の労働災害保険金額のみを保険期間の途中で変更することはできません。ただし、主契約の保険金額が保険期間の途中で変更された場合、これに関連して変更する場合に限り、当社の定める範囲内でこの特約の労働災害保険金額を変更することができます。

(特約の更新)

第20条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(特約保険料率の変更)

第21条 当社は、特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、認可日の次の更新日から将来に向けて、この特約の保険料率の計算の基礎を変更することができます。

- 2. 前項の規定により、この特約の保険料率を変更する場合には、当社は、更新日の2ヵ月前までに、保険契約者にその旨を通知します。
- 3. 保険契約者が保険料率の変更を承諾しない場合には、更新日の前日までに、当社にその旨を通知することを要します。この通知がなされた場合には、この特約は前条の規定にかかわらず、更新されないものとします。
- 4. 前項の通知がなされないままでその更新日を経過した場合には、当社は、第1項の保険料率の変更を保険契約者が承諾したものとみなします。

(事業の種類の変更)

第22条 保険契約者は、その営む事業の種類を変更するときは、あらかじめ当社に通知することを要します。

2. 前項の通知があった場合には、当社は、変更の日の属する月の直後の払込期日から将来に向かって、この特約の保険料率を変更することがあります。

(法改正に伴う特約の変更)

第23条 労災保険法の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、労働災害保険金、保険料その他この特約の内容を変更することがあります。

2. 前項の規定により、この特約の内容を変更する場合には、当社は、変更日の2ヵ月前までに、保険契約者にその旨を通知します。

(主約款の規定の準用)

第24条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

通勤災害条項不適用に関する特約条項

(特約の締結および効力発生日)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）締結または更新の際、団体定期保険労働災害保障特約（以下「労災特約」といいます。）に付加して締結します。

2. この特約の効力発生時は、労災特約の責任開始期とします。

(特約の内容)

第2条 この特約を締結した保険契約については、労災特約第7条（通勤災害保険金の支払）および第11条（通勤傷害給付金の支払）の規定は適用しません。

(特約の解約)

第3条 保険契約者は、主契約更新の際、将来に向けてこの特約の解約の申込をすることができます。この場合、申込は、主契約保険期間満了の日の2週間前までに行なうことを要します。

2. 当社が、前項の解約の申込を承諾したときは、この特約は主契約保険期間満了時に解約されたものとし、労災特約第7条（通勤災害保険金の支払）および第11条（通勤傷害給付金の支払）の規定は、更新日から適用します。この場合には、当社は、更新日から将来に向けて労災特約の保険料を変更します。

(労災特約の規定の準用)

第4条 この特約に別段の定めがない場合には、労災特約の規定を準用します。

別表 I (労災 II 種)

労働障害等級および給付割合表

障害等級	身体障害	労働災害保険金額に対する給付割合	
		I 型	II 型
第 1 級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃくおよび言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 削除 6. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの	10割	8割
第 2 級	1. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2. 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 の 2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 の 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの	10割	8割
第 3 級	1. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	10割	8割

別表 I (労災Ⅲ種)

労働障害等級および給付割合表

障害等級	身体障害	労働災害保険金額に対する給付割合		
		I型	II型	III型
第1級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃくおよび言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 削除 6. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの	10割	10割	8割
第2級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの	10割	10割	8割
第3級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	10割	10割	8割
第4級	1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	8割	7割	6割

	<ul style="list-style-type: none"> 5. 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 			
第5級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2. 1 上肢を手関節以上で失ったもの 3. 1 下肢を足関節以上で失ったもの 4. 1 上肢の用を全廃したもの 5. 1 下肢の用を全廃したもの 6. 両足の足指の全部を失ったもの 	8割	7割	6割
第6級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. せき柱に著しい変形または運動障害を残すもの 5. 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6. 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	6割	5割	4割
第7級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 削除 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの 	6割	5割	4割

	<ul style="list-style-type: none"> 7. 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したものの 12. 外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側のこう丸を失ったもの 			
第8級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの 2. せき柱に運動障害を残すもの 3. 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの 4. 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの 5. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 8. 1上肢に偽関節を残すもの 9. 1下肢に偽関節を残すもの 10. 1足の足指の全部を失ったもの 	4割	3割	2割

別表 I (労災IV種)

労働障害等級および給付割合表

障害等級	身 体 障 害	労働災害保険金額に対する給付割合		
		I 型	II 型	III 型
第 1 級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃくおよび言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 削 除 6. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの	10割	10割	8 割
第 2 級	1. 1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの	10割	10割	8 割
第 3 級	1. 1 眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	10割	10割	8割
第 4 級	1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの	8割	7割	6割

	<ul style="list-style-type: none"> 5. 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 			
第5級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2. 1 上肢を手関節以上で失ったもの 3. 1 下肢を足関節以上で失ったもの 4. 1 上肢の用を全廃したもの 5. 1 下肢の用を全廃したもの 6. 両足の足指の全部を失ったもの 	8割	7割	6割
第6級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. せき柱に著しい変形または運動障害を残すもの 5. 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6. 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	6割	5割	4割
第7級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 削除 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの 	6割	5割	4割

	<ul style="list-style-type: none"> 7. 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの 12. 外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側のこう丸を失ったもの 			
第8級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの 2. せき柱に運動障害を残すもの 3. 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの 4. 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの 5. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8. 1上肢に偽関節を残すもの 9. 1下肢に偽関節を残すもの 10. 1足の足指の全部を失ったもの 	4割	3割	2割
第9級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 6の2. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7. 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 	3割	2割	1割

	8. 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの 9. 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの 10. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11. 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2. 外貌に相当程度の醜状を残すもの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの			
第10級	1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2. 正面視で複視を残すもの 2. そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの 3. 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5. 削除 6. 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの 7. 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8. 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの 9. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	3割	2割	1割
第11級	1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2. 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. せき柱に変形を残すもの 6. 1手の示指、中指または環指を失ったもの 7. 削除 8. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	1.5割	1割	0.5割

第12級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4. 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 8の2. 1手の小指を失ったもの 9. 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの 10. 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11. 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの 12. 局部にがん固な神経症状を残すもの 13. 削除 14. 外貌に醜状を残すもの 	1.5割	1割	0.5割
第13級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 2の2. 正面視以外で複視を残すもの 3. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 3の2. 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4. 1手の小指の用を廃したもの 5. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6. 削除 7. 削除 8. 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの 10. 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	0.7割	0.5割	0.3割

第14級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 2. 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2. 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3. 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 4. 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 削除 6. 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの 9. 局部に神経症状を残すもの 	0.7割	0.5割	0.3割
------	--	------	------	------

別表Ⅱ

障害等級線上市

障害等級	身体障害
第 1 級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃくおよび言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 削除 6. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	1. 1眼を失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの
第 4 級	1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

第 5 級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2. 1上肢を手関節以上で失ったもの 3. 1下肢を足関節以上で失ったもの 4. 1上肢の用を全廃したもの 5. 1下肢の用を全廃したもの 6. 両足の足指の全部を失ったもの
第 6 級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. せき柱に著しい変形または運動障害を残すもの 5. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの
第 7 級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 削除 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの 7. 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの

	<p>12. 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13. 両側のこう丸を失ったもの</p>
第 8 級	<p>1. 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2. せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>3. 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>4. 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>5. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>8. 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9. 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10. 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第 9 級	<p>1. 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2. 1眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3. 両眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの</p> <p>4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6. そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>6の2. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>6の3. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>7. 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>7の2. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>7の3. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>8. 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>9. 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>10. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>11. 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>11の2. 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>12. 生殖器に著しい障害を残すもの</p>

第10級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2. 正面視で複視を残すもの 2. そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの 3. 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5. 削除 6. 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの 7. 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8. 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの 9. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2. 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. せき柱に変形を残すもの 6. 1手の示指、中指または環指を失ったもの 7. 削除 8. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

第12級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4. 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 8の2. 1手の小指を失ったもの 9. 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの 10. 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11. 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの 12. 局部にがん固な神経症状を残すもの 13. 削除 14. 外貌に醜状を残すもの
第13級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 2の2. 正面視以外で複視を残すもの 3. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 3の2. 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4. 1手の小指の用を廃したもの 5. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6. 削除 7. 削除 8. 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの 10. 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの

第14級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 2. 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2. 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3. 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 4. 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 削除 6. 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの 9. 局部に神経症状を残すもの
------	--

備考（特約）

障害の認定実務に当っては、昭和50年9月30日付基発第565号通達（労働省労働基準局長発）の別冊「障害等級認定基準」およびこれに関する通達に準拠するものとします。

